

令和 4 年 第 3 回
別海町議会定例会会議録

至 令和 4 年 9 月 1 6 日

別 海 町 議 会

別海町議会会議録

第1号（令和4年9月12日）

○議事日程

- | | | |
|--------|-----------|--|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 議会運営委員会報告 |
| 日程第 3 | | 会期決定の件 |
| 日程第 4 | | 諸般の報告 |
| 日程第 5 | | 行政報告 |
| 日程第 6 | | 提出案件の概要説明 |
| 日程第 7 | 議案第 7 2 号 | 別海町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について |
| 日程第 8 | 議案第 6 5 号 | 令和4年度別海町一般会計補正予算（第5号） |
| 日程第 9 | 議案第 6 6 号 | 令和4年度別海町介護保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第 10 | 議案第 6 7 号 | 令和4年度別海町水道事業会計補正予算（第1号） |
| 日程第 11 | 議案第 6 8 号 | 令和4年度別海町下水道等事業会計補正予算（第2号） |
| 日程第 12 | 議案第 6 9 号 | 別海町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例の制定について |
| 日程第 13 | 議案第 7 0 号 | 別海町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 14 | 議案第 7 1 号 | 別海町生涯学習センター設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 15 | 諮問第 1 号 | 人権擁護委員候補者の推薦について |
| 日程第 16 | 諮問第 2 号 | 人権擁護委員候補者の推薦について |
| 日程第 17 | 諮問第 3 号 | 人権擁護委員候補者の推薦について |
| 日程第 18 | 認定第 1 号 | 令和3年度別海町一般会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 19 | 認定第 2 号 | 令和3年度別海町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 20 | 認定第 3 号 | 令和3年度別海町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 21 | 認定第 4 号 | 令和3年度別海町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 22 | 認定第 5 号 | 令和3年度別海町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 23 | 認定第 6 号 | 令和3年度別海町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 24 | 認定第 7 号 | 令和3年度町立別海病院事業会計決算認定について |
| 日程第 25 | 認定第 8 号 | 令和3年度別海町水道事業会計決算認定について |

日程第 2 6	同意第 2 号	別海町固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第 2 7	同意第 3 号	別海町固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第 2 8	同意第 4 号	別海町固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第 2 9	同意第 5 号	別海町教育委員会委員の任命について
日程第 3 0	報告第 9 号	放棄した債権の報告について
日程第 3 1	報告第 1 0 号	令和 3 年度決算に基づく別海町健全化判断比率及び資金不足比率について
日程第 3 2	報告第 1 1 号	専決処分の報告について（中西別上風連線改良舗装工事）
日程第 3 3	報告第 1 2 号	専決処分の報告について（根室中部 3 号主要幹線改良舗装工事）
日程第 3 4	報告第 1 3 号	専決処分の報告について（生涯学習センター外構工事）

○会議に付した事件

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		議会運営委員会報告
日程第 3		会期決定の件
日程第 4		諸般の報告
日程第 5		行政報告
日程第 6		提出案件の概要説明
日程第 7	議案第 6 5 号	令和 4 年度別海町一般会計補正予算（第 5 号）
日程第 8	議案第 6 6 号	令和 4 年度別海町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 9	議案第 6 7 号	令和 4 年度別海町水道事業会計補正予算（第 1 号）
日程第 1 0	議案第 6 8 号	令和 4 年度別海町下水道等事業会計補正予算（第 2 号）
日程第 1 1	議案第 6 9 号	別海町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例の制定について
日程第 1 2	議案第 7 0 号	別海町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 3	議案第 7 1 号	別海町生涯学習センター設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 4	議案第 7 2 号	別海町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について
日程第 1 5	諮問第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦について
日程第 1 6	諮問第 2 号	人権擁護委員候補者の推薦について
日程第 1 7	諮問第 3 号	人権擁護委員候補者の推薦について
日程第 1 8	認定第 1 号	令和 3 年度別海町一般会計歳入歳出決算認定について
日程第 1 9	認定第 2 号	令和 3 年度別海町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 2 0	認定第 3 号	令和 3 年度別海町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 2 1	認定第 4 号	令和 3 年度別海町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 2 2	認定第 5 号	令和 3 年度別海町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

- 日程第23 認定第 6号 令和3年度別海町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第24 認定第 7号 令和3年度町立別海病院事業会計決算認定について
- 日程第25 認定第 8号 令和3年度別海町水道事業会計決算認定について
- 日程第26 同意第 2号 別海町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第27 同意第 3号 別海町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第28 同意第 4号 別海町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第29 同意第 5号 別海町教育委員会委員の任命について
- 日程第30 報告第 9号 放棄した債権の報告について
- 日程第31 報告第10号 令和3年度決算に基づく別海町健全化判断比率及び資金不足比率について
- 日程第32 報告第11号 専決処分の報告について（中西別上風連線改良舗装工事）
- 日程第33 報告第12号 専決処分の報告について（根室中部3号主要幹線改良舗装工事）
- 日程第34 報告第13号 専決処分の報告について（生涯学習センター外構工事）

○出席議員（16名）

1番	宮 越 正 人	2番	横 田 保 江
3番	田 村 秀 男	4番	小 椋 哲 也
5番	外 山 浩 司	6番	大 内 省 吾
7番	木 嶋 悦 寛	8番	松 壽 孝 雄
9番	今 西 和 雄	10番	小 林 敏 之
11番	瀧 川 榮 子	12番	松 〆 政 勝
13番	中 村 忠 士	14番	佐 藤 ・ 雄
副議長 15番	戸 田 憲 悦	議 長 16番	西 原 浩

○欠席議員（ 0名）

○出席説明員

町 長	曾 根 興 三	副 町 長	佐 藤 次 春
教 育 長	登 藤 和 哉	代表監査委員	竹 中 仁
選挙管理委員会委員長	永 田 雅 夫	農業委員会会長	小 野 榮 一
総 務 部 長	浦 山 吉 人	福 祉 部 長	今 野 健 一
産業振興部長	門 脇 芳 則	建設水道部長	伊 藤 一 成
教 育 部 長	山 田 一 志	会 計 管 理 者	中 村 公 一
病 院 事 務 長	三 戸 俊 人	農業委員会事務局長	内 山 宏
選挙管理委員会書記長	伊 藤 輝 幸	総 務 部 次 長	伊 藤 輝 幸
福 祉 部 次 長	干 場 みゆき	福 祉 部 次 長	入 倉 伸 顕
産業振興部次長	佐々木 栄 典	教 育 部 次 長	宮 本 栄 一
生涯学習センター長他	新 堀 光 行	総 務 課 長	伊 藤 輝 幸
総合政策課長	寺 尾 真太郎	ふるさと応援・情報化推進室長	松 本 博 史
財 政 課 長	〆 川 具 哉	税 務 課 長	竹 中 利 哉

防災交通課長 麻郷地 聡
 尾岱沼支所長他 大坂 恒夫
 介護支援課長 高橋 勇樹
 町民保健センター兼母子健康センター長 入倉 伸顕
 農政課長 小野 武史
 商工観光課長 田畑 直樹
 建築住宅課長 川畑 智明
 上下水道課長 谷村 将志
 監査委員事務局長 千葉 宏
 学校教育課長他 池田 卓也
 図書館長他 堺 啓

西春別支所長他 小村 茂
 福祉課長 干場 みゆき
 町民課長 皆川 学
 老人保健施設事務長 渡辺 久利
 水産みどり課長 田村 康行
 管理課長 松田 勝広
 事業課長 外石 昭博
 上下水道課技術長 袴田 充輝
 学務・スポーツ課長他 宮本 栄一
 生涯学習課長他 福原 義人

○議会事務局出席職員

事務局長 干場 富夫

主 幹 入田 浩明

○会議録署名議員

7番 木嶋 悦寛
 9番 今西 和雄

8番 松壽 孝雄

◎開会宣告

○議長（西原 浩君） おはようございます。

会議に入ります前に申し上げます。

今会期中は、広報及び報道関係者の写真撮影及びパソコンの使用と事務局のパソコンの使用を許可しておりますので、申し上げておきます。

庁舎内は、夏季における服装の軽装化が実施されております。

議場内においてもネクタイを着用しないことを許可しておりますので、あわせて申し上げます。

また、本日は、議場内の気温が上昇しておりますので、上着を脱ぐことを認めます。

なお、新型コロナウイルス感染症対策のため、議場内ではマスクを着用をお願いいたします。

ただいまから令和４年第３回別海町議会定例会を開会いたします。

ただいま出席している議員は１６名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第１ 会議録署名議員の指名

○議長（西原 浩君） 日程第１ 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２６条の規定により議長において指名いたします。

７番木嶋議員。

○７番（木嶋悦寛君） はい。

○議長（西原 浩君） ８番松壽議員。

○８番（松壽孝雄君） はい。

○議長（西原 浩君） ９番今西議員。

○９番（今西和雄君） はい。

○議長（西原 浩君） 以上、３名を指名いたします。

◎日程第２ 議会運営委員会報告

○議長（西原 浩君） 日程第２ 議会運営委員長から委員会の協議概要について報告があります。

なお、本件は、報告のみであります。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（小林敏之君） はい。

８月３０日及び９月７日に開催いたしました議会運営委員会で、第３回定例会に係る運営等について協議をいたしましたので、その内容について報告申し上げます。

第３回定例会に町側から提出されております案件は、全部で２８件であります。

内容は、令和４年度各会計補正予算４件、条例の制定が１件、条例の一部改正が２件、別海町過疎地域持続的発展市町村計画の策定が１件、人権擁護委員候補者の推薦が３件、令和３年度各会計決算認定が８件、別海町固定資産税評価審査委員会委員の選任が３件、別海町教育委員会委員の任命が１件、放棄した債権と決算に基づく健全化判断比率及び資

金不足比率の報告が2件、工事請負契約の専決処分の報告が3件であります。

これら、提出案件のうち、各会計補正予算の4件と令和3年度各会計決算認定8件、別海町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例の制定についてを除いては、委員会への付託は省略し、本会議において、質疑、討論、採決すべきものとし、令和4年度各会計補正予算及び令和3年度各会計決算認定については、予算決算審査特別委員会に、別海町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例の制定については、総務文教常任委員会に付託して慎重な審査をすべきものと決定いたしました。

なお、令和4年度各会計補正予算4件と令和3年度各会計決算認定8件については、関連がありますので、一括議題とすることに決定いたしました。

放棄した債権、決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率と工事請負契約の専決処分の報告につきましては、報告のみであります。

次に、会期及び議事日程であります。

第3回定例会の会期は、9月12日から9月16日までの5日間とし、初日には、町長提出議案のうち、先議の申出がありました別海町過疎地域持続的発展市町村計画の策定についての内容説明、質疑、討論、採決を行い、先議以外の町長提出議案の議案第65号から第71号と諮問第1号から第3号及び認定第1号から第8号、同意第2号から同意第5号の22件について、内容説明と質疑を行うこととしました。

2日目は、一般質問を行い、一般質問終了後から3日目と4日目は休会とします。

2日目は、一般質問終了後に産業建設常任委員会を行い、3日目は、令和4年度各会計補正予算の審査のため予算決算審査特別委員会を開催し、午後から総務文教常任委員会、4日目は、福祉医療常任委員会を行います。

5日目最終日は、常任委員会及び特別委員会に付託した議案の審査結果の報告と町長提出議案の討論、採決を行い、その後、議員発議案件等の内容説明、質疑、討論、採決を行うことと決定いたしました。

次に、一般質問であります。

通告を受理しております一般質問は、田村議員、松﹂議員、中村議員、横田議員の4名で、全員が一問一答方式であります。

質問の順番は、会議規則等運用規定に基づき、通告順に行うこととしました。

議員各位、理事者におかれましては、効率的な議会運営と活発な政策議論となるよう、町民にわかりやすい簡明かつ明確な質問や答弁に配慮されますようお願い申し上げます。

次に、請願・陳情等についてであります。

請願・陳情等に係る対応については、慎重に協議いたしました。

その結果は、お手元に配付されているとおりであります。

陳情等の写しは、議員控室で閲覧できますので賛同される議員は、議員発議により提出願います。

次に、議員発議案件であります。

現在、予定されております議員提出案件は、2件であります。

内容は、「生産資材高騰に関する意見書案」を松壽議員から、「国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書案」を戸田議員からそれぞれ提出されるもので、いずれも定例会最終日に提出することになっております。

最後に反問権、発言の機会の付与についてですが、町長ほか職員が、議長の許可により

議員の質問に対して、論点を明確にするためのもので、議会での議論が活性化し、議論のポイントを町民の皆様にはわかりやすくするために導入したものであります。

町長をはじめ執行機関並びに議員各位には、その趣旨を十分御理解いただきますようお願いいたします。

以上で、議会運営委員会で協議した内容の報告といたします。

◎日程第3 会期決定の件

○議長（西原 浩君） 日程第3 会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月16日までの5日間にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から9月16日までの5日間と決定いたしました。

◎日程第4 諸般の報告

○議長（西原 浩君） 日程第4 諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第5 行政報告

○議長（西原 浩君） 日程第5 行政報告を行います。

町長。

○町長（曾根興三君） おはようございます。

本日、令和4年第3回の町議会定例会を招集させていただきました。

議員の皆様方におかれましては、時節柄大変お忙しい時期ではございますけれども、全員の御出席を賜り、誠にありがとうございます。

定例会開会に当たりまして、行政報告を申し上げます。

初めに、新型コロナウイルス感染症についてです。

第7波の感染拡大に伴いまして、本町におきましても、7月と8月の2カ月間で、陽性者数が700人を超えるなど、医療提供体制の逼迫が懸念されていたところですが、高い感染レベルはしばらく継続はしていましたが、9月に入りましてから、減少傾向になってきていることが、少し安堵しているところでございます。

次に、新型コロナワクチン追加接種の状況についてでございますけれども、9月4日現在で78.1%の方が3回目の接種を終えております。

また、7月21日から、町立別海病院を会場に集団接種を実施している4回目の追加接種につきましては、同じく9月4日現在で、3,733名の方が接種しております。

ワクチン接種について、国では、特例臨時接種の期間を本年9月30日までと定めていることから、町が行う新型コロナワクチン接種につきましても、同日で終了を予定しております。

町としましては、引き続き接種をお済みでない方へのワクチン接種の検討について、呼びかけていくこととしております。

今後も引き続き、接種を希望されている全ての方に対して、安定的に接種を行うため、

関係機関と連携を図り、円滑なワクチン接種の実施に努めてまいりますので、御理解をよろしくお願い申し上げます。

次に、2年間中止しておりました産業祭とパイロットマラソンにつきましてですけれども、コロナ感染の不安がゼロではありませんけれども、日常の社会生活が戻りつつある現状を考え、実施していくことで判断をいたしました。

規模は縮小されますけれども、感染防止に万全を期して開催をする予定でございます。

それでは、次に、産業の動向について報告いたします。

酪農畜産情勢ですけれども、町内の生乳生産は、本年1月から7月までの間で30万1,000トン、対前年比で100.9%です。

販売額で言いますと310億1,000万円、これは対前年比で99.2%となっております。

本年4月からの生産増産抑制の影響もありまして、いずれも前年並みという状況でございます。

牧草の生育状況につきましては、1番草は長雨と日照不足の影響により刈取り作業の遅れが出ておりまして、2番草の生育にも影響が及ぶのではないかと心配しておりましたけれども、9月1日現在の生育状況は、平年並みとなっております。飼料用トウモロコシにつきましても、平年並みの生育状況となっております。

ここ何日か天気が続いていることで、少し安堵しているところでございます。

また、家畜の暑熱被害につきましては、7月1日から8月15日までの間で4頭が熱射病を発症しまして、1頭が廃用、残り3頭は回復している状況でございます。

次に、水産業の状況です。

野付・別海両漁協における本年8月までの漁獲量は水揚げ数量では1万8,195トン、これは対前年比で74.5%、金額で申し上げますと57億2,605万円、これは対前年比94.3%と、昨年よりも若干下回っている状況でございます。

これは、ホタテ漁が前年の約7割の水揚げにとどまっているということが大きな要因であるというふうに思われます。

一方で、本町の主要漁業であります秋サケ定置網漁ですけれども、例年9月1日に解禁をしているところでありますが、川への遡上数確保のため、自主規制により遅らせて、根室北部地区では9月6日から8日にかけて、そして根室南部地区では、9月9日から12日にかけて網入れが行われ、段階的に水揚げが始まっているところでございます。

今年の根室海区における来遊予測は、記録的な不漁でありました昨年よりも10.2%上回ります数で218万匹を予想しておりますけれども、依然、漁獲量の低迷が危惧されているところでございます。

本格的操業に向けて、今後の来遊状況や価格の動向に期待を寄せているところでございます。

次に、商工業と観光についてです。

別海町中小企業振興行動指針に基づきます担い手育成の一環として、昨年に引き続き、6月に別海高校生と地元企業との懇談会を実施いたしまして、企業が12社、生徒が24名参加をいたしました。

生徒と企業が直接対話することによりまして、業務内容や職種への理解が深まりまして、地元企業への就職希望者の増加や就職後の早期離職防止の一助になっているものと考えております。

観光客の入込数についてですが、4月末現在9万9,000人と、これは前年比の5万4,000人よりは4万5,000人ほど増加しております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染者の影響によるイベントの中止等によりまして、全面的に回復したとは言いがたい状況が続いております。

今後、9月7日から1日当たりの入国者数が2万人から5万人に引き上げられたことや添乗員なしのパッケージツアーでの入国も認められることから、円安効果によってインバウンドに期待をしているところでございます。

建設業等の発注状況についてですが、8月末現在で工事及び業務委託を合わせまして114件、約15億7,200万円と本年度の全体計画の70%を発注しておりまして、おおむね計画どおり進捗している状況でございます。

今後の入札につきましては、2カ年国債での道路工事や、それから町有車両による除雪業務などを予定しているところでございます。

次に、矢臼別演習場での北海道訓練センターによる実動対抗演習、また、計根別場外離着陸場で行われました在外邦人等輸送訓練、さらには防衛省が9月2日に訓練計画を公表しました、矢臼別演習場及び計根別場外離着陸場で行われる日米共同訓練についてでございます。

まず、北海道訓練センターによる実動対抗演習ですけれども、訓練期間は、部隊の移動や準備等の期間も含めまして、本年度計画されている訓練のうち、第3回目の訓練が8月5日から9月10日までの間で実施され、第4回目の訓練は8月24日から10月2日の間において実施される予定となっております。

これら訓練の概要については、議員の皆様方に既にお知らせをしておりますが、関係機関や周辺住民への周知、併せて町ホームページ等におきましても公表をしているところでございます。

次に、令和4年度在外邦人等輸送訓練として、9月5日に航空自衛隊により実施されました北海道場外離着陸場での訓練についてでございます。

当該訓練は、在外邦人等輸送に係る統合能力の向上及び自衛隊と関係機関との連携強化を図ることを目的として行われる訓練で、計根別場外離着陸場では、輸送ヘリコプターを着陸させ、地上から輸送機への必要な支援を実施する訓練が行われましたが、併せて予定されている輸送機の離着陸を模擬した上空通過に係る訓練は、これは天候不良のために実施されませんでした。

これら訓練の概要についても、議員の皆様をはじめ、関係機関や周辺住民への周知、併せて町ホームページ等による公表を行っているところでございます。

次に、日米共同訓練の訓練概要についてでございます。

9月2日に防衛省から概要が公表されましたが、今回の矢臼別演習場での訓練日程は、実動訓練期間が10月1日から14日までの14日間で、ヘリコプターやダイブ射撃訓練のほか、オスプレイを使用した輸送や降下訓練も行われる予定でございます。

また、計根別場外離着陸場においても、オスプレイを使用した人員・物資の輸送のほか、ハイマースを搭載した米側輸送機による離着陸訓練、滑走路補修訓練等が行われる予定です。

オスプレイは総数で6機程度を用いて訓練を行うと公表されておりますが、矢臼別演習場では、昨年に引き続き、オスプレイ飛来になる予定であり、計根別場外離着陸場において、初めてとなりますので、矢臼別演習場周辺はもとより、西春別地区周辺においてどの

ような影響があるのか、また、町としても確認する必要があることから、昨年と同様に、訓練期間中は現地に職員を待機させる対応をとり、状況を注視することとしております。

また、このたびの訓練の公表を受けまして、北海道知事と道内関係自治体の首長11人により、訓練の実施における安全管理の徹底、これについての要請を本日、北海道防衛局長に対し行うこととしております。

日程の都合によりまして、私は同席することはできませんが、要請書への連名による参加をしております。

しかし、この連名による要請活動とは別に、矢臼別演習場の周辺自治体である厚岸町、浜中町、標茶町及び本町で構成します矢臼別演習場周辺自治体協議会、4町で構成しておりますけれども、この協議会としましても安全管理の徹底や迅速な情報の開示等につきまして、9月22日に北海道防衛局に対しまして要請を予定しております。

訓練に係る地域住民の方々の不安の払拭を図る取組を行うこととしております。

この間の町及び関係自治体と協調して行う取組につきまして、御理解をよろしくお願い申し上げます。

最後になりますけれども、別海駐屯地におけます第5偵察隊の改編等についてです。

既に報道もされているところですが、令和5年度から別海駐屯地の定員を、現在の310人から約340人に30人増加するとの説明を北海道防衛局から受けております。

これは、別海駐屯地の主要部隊である第5偵察隊の改編による約20人の定員増、これが主な要因ですが、そのほかにも部隊の増にあわせて、合計30人の増員となるものでございます。

道東第一線の部隊として、町ではこれまでも別海駐屯地隊員の増強につきまして、国に再三再度要望していたところですが、今後も引き続き北方防衛、さらには国の防衛基盤確立のためにも、隊員の増強について要望してまいりたいと考えております。

以上をもちまして、行政報告とさせていただきます。

◎日程第6 提出案件の概要説明

○議長（西原 浩君） 日程第6 提出案件の概要について説明があります。

○副町長（佐藤次春君） 議長。

○議長（西原 浩君） 副町長。

○副町長（佐藤次春君） はい。

それでは、本定例会に提出いたしました議案等について、その概要を説明いたします。

なお、提案理由につきましては、議案等が上程された際に詳細に説明いたしますので、私からは概略の説明とさせていただきます。

提出いたしました案件は、議案が8件、諮問3件、認定8件、同意4件、報告が5件であります。

議案第65号は、令和4年度一般会計補正予算です。

主な内容ですが、経常経費では、令和3年度子育て世帯生活支援特別給付金や障害者自立支援給付費等に係る精算返還金などが増額となり、また、事業経費では、コロナ禍の影響で中止となったイベント等の減額がある一方で、ふるさと応援制度推進事業費や新型コロナ地方創生臨時交付金で実施する子育て世帯応援給付金給付事業及び水道料金減免に対

する繰出事業、また、東部地区地域密着型介護サービス施設整備に係る地域総合整備資金事業などの増額により、19億2,900万円を増額補正するものです。

次に、議案第66号は、令和4年度介護保険特別会計補正予算です。

主な内容は、令和3年度介護給付費等精算返還金の計上によるもので、1,660万円を増額補正するものです。

議案第67号は、令和4年度水道事業会計補正予算です。

主な内容ですが、水道料金減免事業の実施などにより、収益収入で401万3,000円、収益的支出で48万3,000円をそれぞれ増額補正するほか、企業債償還金額の精査により、資本的支出で219万円を減額補正するものであります。

議案第68号は、令和4年度下水道等事業会計補正予算です。

主な内容は、令和3年度の消費税納付額の確定に伴う還付及び中間納付見込みにより、収益的収入で1万5,000円、収益的支出で227万8,000円をそれぞれ増額補正するものです。

次に、議案第69号は、別海町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例の制定についてです。

令和4年4月1日付で、本町が過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用となったことに伴い策定される、別海町過疎地域持続的発展市町村計画において、産業振興促進地域と振興すべき業種を定め、固定資産税の課税免除を行うことで、対象となる業種の振興促進に資することとしていることを受け、必要な条例を新たに制定するものであります。

議案第70号別海町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正は、高齢者の医療の確保に関する法律の改正により、一定以上の所得がある方の後期高齢者医療保険の自己負担割合に2割負担が新設されたことから、自己負担割合が2割負担となった重度心身障害者について助成対象とするため、所要の改正を行うものであります。

議案第71号別海町生涯学習センター設置及び管理等に関する条例の一部改正は、本年4月からプレオープンしている生涯学習センターについて、10月の本格オープンを控え、実際の施設運用に当たり現行条例に不備等があることから、所要の改正を行うものであります。

議案第72号別海町過疎地域持続的発展市町村計画の策定については、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の規定による北海道との協議が終了し、異議なしとの回答を得たことから、同法の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、諮問第1号から諮問第3号までの3件につきましては、人権擁護委員候補者の推薦についてです。

本年12月31日をもって人権擁護委員3名の任期が満了となることから、新たに3名の方を候補者として法務大臣へ推薦することについて、議会の意見を求めるものであります。

認定第1号から第8号までの8件につきましては、令和3年度各会計決算の認定についてです。

地方自治法の規定に基づき、各会計の決算について監査委員の意見をつけて、議会の認定に付するものであります。

同意第2号から第4号までの3件につきましては、別海町固定資産評価審査委員会委員

の選任についてです。

本年9月30日をもって固定資産評価審査委員会委員の3名の任期が満了となることから、新たな選任について、議会の同意を求めるものであります。

次に、同意第5号は、別海町教育委員会委員の任命についてです。

現在、4名の委員を教育委員会委員に任命しておりますが、令和4年10月11日をもって1名の方が任期満了を迎えることから、新たな教育委員会委員を任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

次の、報告第9号は、放棄した債権の報告についてです。

別海町債権管理条例に基づき、令和3年度中に放棄した債権について、議会に報告するものであります。

報告第10号は、令和3年度決算に基づく別海町健全化判断比率及び資金不足比率についてです。

地方公共団体の財政健全化に関する法律に基づき、監査委員の意見を付して、議会に報告するものです。

報告第11号から第13号の3件につきましては、専決処分の報告についてです。

いずれも、工事請負契約の一部を変更する必要が生じ専決処分を行ったことから、その内容について議会に報告するものであります。

以上で、提出いたしました議案の概要説明とさせていただきます。

御審議の上、御決定を賜りますようお願いを申し上げます。

◎委員会付託省略の議決

○議長（西原 浩君） ここでお諮りします。

本定例会に提出されております議案第70号から諮問第3号までの6件及び同意第2号から同意第5号までの4件、合わせて10件については、会議規則第39条第3項の規定に基づき、委員会の付託は省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第70号から諮問第3号までの6件及び同意第2号から同意第5号までの4件、合わせて10件については、委員会の付託は省略することに決定いたしました。

◎日程第7 議案第72号

○議長（西原 浩君） 日程第7 議案第72号別海町過疎地域持続的発展市町村計画の策定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○総合政策課長（寺尾真太郎君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総合政策課長。

○総合政策課長（寺尾真太郎君） はい。

議案第72号の内容について御説明いたします。

議案書の13ページをお開きください。

本年4月1日に、別海町全域が過疎地域の指定を受けたことに伴いまして、過疎地域の

持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定により、別海町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について、議会の議決を求めるものであります。

なお、同法第8条第7項の規定により、本計画の策定においては、あらかじめ北海道と協議しなければならないとされておりますが、先月8月24日付で内容に意義がないものとして協議が整っておりますので申し添えます。

計画書の内容説明に入ります前に、過疎地域の指定を受けた経緯等について簡単に申し上げます。

国による過疎対策につきましては、昭和45年に過疎地域対策緊急措置法が10年間の時限立法として制定されまして、当時は、財政力、人口減少率により、本町も過疎地域として指定されたところでありますが、その10年後の昭和55年、引き続き過疎対策が必要として過疎地域振興特別措置法が制定されましたが、本町は新酪事業等による発展を遂げて、その人口増加によって、過疎団体を卒業したところであります。

以降、現在に至るまで、過疎対策関連法が継続される中、本町は、昨年度まで人口減少率を抑え続けて、過疎地域の指定要件には満たなかったところでありますけれども、令和2年に実施されました国勢調査人口の結果が、昭和55年の国勢調査人口と比較して、25%以上の減少となってしまう、現行の過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、以降、新過疎法と呼ばさせていただきますけれども、これによる指定条件を満たすこととなったものです。

それでは、別冊としてお配りしております、別海町過疎地域持続的発展市町村計画案により、概要のほうを説明いたします。

計画書の1ページをお開きください。

まず、目次により、過疎地域持続的発展市町村計画、以降、過疎計画と呼ばさせていただきますが、その構成について説明させていただきます。

1ページから4ページまでが目次、つまり計画の構成となっておりますけれども、この構成は、新過疎法の規定に基づきまして国から示された過疎計画作成例によるもので、全国の過疎指定自治体共通となっております。

1ページ、1番の基本的な事項は、町の概況、人口及び産業の推移と動向、行財政の状況など、これまでの別海町に関する内容のほか、この後に説明いたします計画の基本方針、基本目標などについて掲載しております。

そして、2番移住定住地域間交流の促進、人材育成から4ページ、13番のその他地域の持続的発展に関し必要な事項までの12項目が過疎計画における具体的な施策区分となっております、施策区分ごとに現状と問題点、そしてその対策等具体的な計画事業などを記載しております。

これが過疎計画の全体構成となりますが、これまでの経過を振り返り、現状把握して課題を見出して対策事業を設定するという点におきましては、施策区分の体系に違いはございません、多くの住民の意見を反映して策定しております町の総合計画や総合戦略、こちらと同様ですので、若干の時点修正的な部分を除きましては、町の総合計画や総合戦略に基づいて本計画の案を作成しております。

続いて、ポイントを絞り説明させていただきます。

11ページをお開き願います。

11ページ、中ほど(4)の地域の持続的発展の基本方針といたしまして、下から4行目、12ページにわたりますけれども、先ほど申し上げたとおり、本計画は第7次別

海町総合計画の基本構想に掲げた将来像を目指して、魅力あふれる地域資源を活用しながら、地域の持続的発展に必要な各種の取組を総合的かつ計画的に推進するということを基本方針としております。

続いて12ページ上段、(5)地域の持続的発展のための基本目標は、計画終期の目標人口を定めるもので、網掛け枠のとおり、令和7年の総人口1万3,572人として設定いたしました。

この目標値は、最新の総合戦略で示しております令和7年の経過目標値に一致させておりますけれども、町が各種施策を実施し、人口減少を抑制した上での町の独自目標値となっております。

次に、(7)計画の期間ですが、町が指定を受けた本年度令和4年4月1日から北海道が策定しております過疎地域持続的発展方針の終期にあわせまして、令和7年度末の令和8年3月31日までとする4年間としております。

次のページ、13ページ以降は、過疎地域が抱える喫緊の課題につきまして、現況と問題点、その対策と事業の計画などについて、12の施策区分ごとに示しております。

施策区分ごとの説明につきましては省略させていただきますが、このうち、産業の振興分野において、産業振興を促進するために、地方税の課税免除や不均一課税を行う計画について記載しておりますので、この点についての補足説明をいたします。

22ページをお開きください。

上段、(4)産業振興促進事項において、減価償却の特例及び地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置の適用のための産業振興促進事項は次のとおりとして、四角の枠内、別海町全域において、製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等の事業者を定め、固定資産税の課税免除等を行う計画としております。

こちらは端的に申し上げますと、計画に記載の該当事業者が町内において、建物や設備投資をした場合は、それは持続発展に資する投資となるため、課税免除等を行うことができ、かつ課税免除によって固定資産税が減収となった分の75%は普通交付税で補填されるものとして、新過疎法第24条で定められているものです。

この固定資産税の課税免除等の不均一な課税を行う点につきましては、この後、固定資産税の特例に関する条例の制定について、改めて提出いたしまして、御審議をいただくところであります。

51ページをお開きください。

51ページ以降は、13ページから50ページまでの各施策区分で示しました事業計画のうち、ソフト的な事業であります過疎地域持続的発展特別事業というものを抜粋いたしまして再掲しました一覧表となっておりますので申し添えます。

なお、議案資料の方の15ページには、過疎計画の構成、基本方針、基本目標などの全体像について簡潔にまとめたものを付させていただいておりますので、御確認いただければと思います。

以上、最後になりますけれども、本計画につきましては、7月15日から8月14日までの31日間、パブリックコメント制度により、町民からの意見募集を行ったところですが、意見の方はございませんでした。

しかし、今後におきましても、過疎制度を町民に周知し、持続的発展に向けた施策を町民の皆さんとともに知恵を絞り、時代に応じた事業の立案をしていくことが、何より重要であるということを認識いたしまして、柔軟な計画変更も視野に入れて、本計画の運用を

図ってまいりたいと考えております。

以上で、議案第72号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第72号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 何点か質問させていただきたいと思うんですが、昭和54年の末で一旦、過疎地域からの卒業後と。

令和4年度に、過疎地域の要件を満たすということになったということで、それに伴っての計画ということで、大変重要な計画であると思っております。

そういう意味で、これを慎重にですね、検討していく必要があるかなっていうふうに思っており、何点か質問いたします。

1点目ですけれども、8ページに人口の見通しと、それから産業別人口の推移がまとまっているんですが、とりわけ当町においては、第一次産業のこの就業人口の減り方というものがね、大変大きな要素を占めているんだろなと思うんですが、第一次産業という形で一くくりになってるんだけど、別海町の場合、農業と漁業というものが大きな比率を占めるというふうに思っていますが、それぞれの産業別の分析は当然行われているものというふうに思うんですが、その分析が、人口の見通しにどう反映されているかという点を、ちょっと1点お聞きしたいというふうに思います。

それから、2点目の質問なんですが、14ページに、これも大変重要な施策だになっていうふうに私自身捉えているんですが、移住定住の促進について対策が書かれているんですが、移住・定住やU・Iターンなどの施策の推進を図るというふうに書いてありますよね。

これ大変重要だとは思いますが、このU・Iターンの施策の推進というふうにさらっと書いてあるけれど、令和2年から3年、4年の予算で各200万ずつU・I・Jターン新規就業支援事業が組まれているわけですね。

この実績がどうなっているのかということやちゃんと踏まえて、こういうこと書かれているのかというふうに思うので、その点を質問したいと思います。

それから3点目なんですが、やはり大きい要素を占める農業の問題について、17ページなんですけれども、これ昭和36年次に対してですね、令和3年の農家戸数というのが、4分の3減っちゃって残ったの4分の1という、1,900戸減っているということですよね。

これは、もう大変事は重大であるなと思ってるんですが、一言で言えば通り一遍の対策をですね、並べても駄目なんではないかというふうに思います。

農政を根本から考え直す時ではないかというふうに思うんですが、その点についての基本的な考え方をお聞かせください。

それから33ページ、ちょっとお聞きしますがね、この真ん中ほどに介護人員の確保に向けた取組の強化っていうふうに書いてあって、これも本当に大事な点だなというふうに思うんですが、現在、個人っていうか企業も含めてですね、町の事業もありますけれども、それぞれ施設に人員がちゃんと足りてるのかってことが大事な点になってると思うんですね。

その現状を押さえられているかどうかお聞きします。

最後なんですが、最後から一つ目です。

地域の活動にとって、非常に大事な地域会館のことは45ページに触れられています。

これも非常に大事なことでね、会館の維持と、それから同時に住民負担についての声は、町側としても聞かれていると思うんですね。

なかなか負担が大きくなってきていると。

住民負担がね、大きくなってきているということで、今も大きな課題なんですけれども、今後はさらに大きな課題となるだろうというふうに思っているんですが、その基本的な考え方、この住民負担の問題も含めてですね、お聞かせください。

最後ですけどね、47ページに再生可能エネルギーの利用の推進ってあって、これも本当に大事な課題だなというふうに思います。

思いますゆえにね、質問も出てくるわけですね、というのは、下の方にですね、家畜排せつ物を処理対象としたバイオガスプラントは管理コストが高額であることから、いかに当該施設を普及又は維持していくが課題となっていると、課題として捉えられているというのは、いいっていうかそのとおりだなと思うんですけども、中西別の施設について、これはもう廃止だと。

それから、中春の施設についても、赤字経営から未だに脱し切れていないということで、本当にこの技術がね、あるいはこの事業が持続可能なものなのかどうかという抜本的検証が必要なんではないかというふうに思うがゆえにですね、こういうふうに課題となっているっていうふうに2行で収まるものではないような気がするんですが、そこら辺の基本的な問題意識について考えをお知らせください。

以上です。

○議長（西原 浩君） 6点でございますので、答弁調整のために暫時休憩いたします。

午前10時56分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（西原 浩君） 1回、答弁調整が整いましたけども、再開しますけれども、1時間たちましたので、改めてここで10分間休憩いたします。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（西原 浩君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

それでは、13番中村議員の答弁をお願いいたします。

○副町長（佐藤次春君） 議長。

○議長（西原 浩君） 副町長。

○副町長（佐藤次春君） 何点か質問がありましたけれども、もとよりこの計画がですね、個別に独立してて、他の基本構想ですとか、総合戦略とかと全く関連・連携がされてないというわけではないということは御存じの上での質問だと思いますけれども、個別に目標を定めたりですね、なかなかできない計画ですので、まずは、現状と課題点を掲げてですね、解決をすることによって、もちろんそれは町の総合計画や基本的な総合戦略、これを基本として取り組んで、何とかこの期間中に過疎を脱却、卒業したいという計画になっているっていうことですね、全体的な話としてはまず御理解をいただきたいと思うんですが、この様式、計画のつくり方についても、国から定められた内容ということなものですから、ちょっと中村議員にしてみると、具体的な問題点とかもう少し浮き彫りにすべきで

ないとかという思いもあってのですね、質問なのかなと思いますが、個別の町のいろんな大きな課題については、中村議員の質問にありましたようにどれも重要なことですので、今この場で一つ一つをですね、納得してもらえそうな答えはちょっとできないかもしれません。

別の機会にぜひ、一般質問等でやってもらえればありがたいなと思うんですが、ただ、議長の方から答弁を求められましたので、私の方からまず6点についてですね、ちょっと総括的にお答えいたしますけれども、ちょっと足りない部分については、担当の部課長にも細かく説明させたいと思います。

まず、1点目の就業人口のそれぞれの分析は行われているかということですが、分析そのものはしておりません。

これは、この計画の中に分析をしたものを表示するとか、その分析したものによって将来の見通しを立てるということになっていないことから分析はしておりません。

ただ、調べればそれはわからないことではありませんけれども、分析をして詳しく検討はしていないということになります。

それから2番目の地域間交流、新たな就農支援事業でしたか。

これ実績につきましては、今までも予算決算のたびに説明してと思いますが、200万円ほどを予算計上してますが、これ国の事業として、もし道がそういうものを受け入れたら市町村も負担しなさいという事業ですのでね、市町村が何か1人だけ頑張れば、できるという事業とはないんですよこれはね。

ですから、実績を教えてくださいということですので、200万円予算とってますけども、今までは実績がないということでもあります。

ただ、移住定住、UIJターンのことにつきましては、いろいろ機会あるごとにですね、他の議員の皆さんからも一般質問やあるいは奨学資金と絡めたいろんな質問を受けておりますので、このことにつきましては、今、新年度に向けてですね、いろいろ移住の体験も今していますけれども、もう少し来てくれる方々にですね、何か恩恵があるものはできないだろうかというようなことも今、検討しております。

したがって、そういう検討してますが、決まったことでなければですね、ここになかなか書き込むことも難しいということでありまして、もう少し時間をかけてですね、UIJターンのことについてもし、しっかり検討していきたいというふうに思ってます。

あと、農政の基本的な考え方ということがありましたけれども、これもいつも町長、あるいは担当部長が申し上げてるとおりでありましてですね、離農する理由っていろいろありますし、町が新規就農対策としていろいろやってますし、研修牧場も設置してですね、議会の方の御理解もいただいて、赤字補填をしながら今やってますけれども、それでもなかなか減少が止まらないというのが実態ですから、何かですね、今すぐに何かを計画を立てればそれが解消できるかというのはなかなか難しいんだと思います。

ですから、これらについても、今ある制度あるいは新しい制度も視野に入れながらですね、やっぱりしっかり取り組んでいくということを申し上げてきておきたいと思います。

それから、介護サービスの人員の関係ですけれども、不足してないかということですが、介護支援事業の実施に当たりましては、町でも介護員不足ということが非常に大きな問題だということに捉えておりましてですね、それに対する奨学資金制度も、つくりましたし、今、新年度から1人、資金を活用してる方もいらっしゃいます。

今現在、不足しているかしてないかっていうことにつきましては、基本的にその介護支

援事業については基準人員というのが全部ありますので、その基準人員を満たしているという意味では不足していないと言えらると思ひますけれども、いろんな働き方ですね、時間パートの人あるいは正職の人、それらをですね、回していく上で十分に足りてるのかと、休暇がきちっととれてるのかと、そういうようなことにつきましてはですね、個別のいろんな民間の事業所もありますので、今後、さらにですね、充足されていくように、町としても新たな介護員の確保に向けたですね、協議会等をつくった中で、外国人就業者とかも含めてですね、今後、取り組んでいきたいというふうに考えております。

また、これは今ある制度を拡充するということですね、新年度に向けても今検討しているところでございます。

それから、町の地域会館の件ですけども、中村議員おっしゃるとおりですね、住民負担が増えてくるというのはですね、これは人口や地域の人が減ってきて、その人がたてやぱり賄っているそういう会館というのは、やっぱりどうしても1人頭の負担が増えてくるというのは、これはある意味やむを得ない流れなんだと思うんですね。

ただ、そのときに、そしたら、大変なんだからそんな施設いらないでしょうというようなことを町は今まで言ってきたこともありませんね、できる限り地域の皆さんがコミュニティーとして必要だというものについては、これまで同様ですね、町がいろんな補助制度も使いながら支援をするとか、それはいろいろやっていきたいと思ひますけれども、毎日毎日の運営費がですね、大変だとかっていうことになる、これはやっぱり一つの統廃合ですとか、そういうものが一つの流れの中でどうしても考えていかなければならない場合もあるんじゃないかというふうに思ひます。

それから、6点目になりますけども、再生エネルギーの関係ですけども、具体的に中西別と中春の話が出ましたけどもね、中西につきましては町の方向性としては閉じていくということで、今利用されてる方々の了解、地域の方の了解も得ているということは、説明しているとおります。

中春の部分につきましては、中村議員のおっしゃるとおり、なかなか黒字化できないということですね。

やはり、初期の事業計画が大変十分でなかった、検討が十分でなかった部分があるんじゃないかと言われれば、もうそのとおりだというふうに思ひますけれども、それらが持続可能なのかどうかも含めてですね、会社として、町も出資をして、また、農協も出資もした中でですね、親会社も今変更になりましたし、親会社がまた資金を借り換えて低利で、会社の方に資金提供したりということですね、今何とか軌道に乗れるようにということで取り組んでいる最中ですのでね、もう少し、見てほしいというふうに思ひますね。

ただ、この再生エネルギーそのもののことでいいますと、やはりできる方は個別完結型でやっていくということがですね、できる方ですよ。資金的にもそういう頭数も多く買っている方ですね、そういう方法も今後は検討されていくのではないかと。

ただ、どうしても個別完結ではできない方々のためには、どこか町なのか農協なのか民間会社なのか別としましてですね、やはりそれをふん尿処理を受け入れるというところの施設が全くなくていいということにはなかなかならないのではないかなというふうに思ひますけれども、これらにつきましてもですね、今後、いろんな動向を見ながら、国営かん排事業も今進めてるときですので、それらの進捗状況も見ながらですね、やはり全体的な中で検討していかなきゃなんないというふうに思ひます。

全く課題がないというようなことを言っているわけでもありませんので、引き続き、検

討していきたいというふうに思います。

以上であります。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

今、副町長の方から御答弁がありまして、納得できる部分もあれば納得に至らない部分もあります。

共通認識として、7次の総合計画があり、これは一番基本的な計画。

ここから逸脱したね、計画を出すということにはならないというのもそれは当然あるかなというふうに思うんですが、これはもう人口が減ってきている、そして過疎地域として指定ということになってしまった状況を重大な問題だというふうに町側も捉えているというふうに思うんですけれども、その根本原因は何なのかっていうことについての踏み込んだ分析なり、あるいは対策・基本方針にそういうものを出していくっていう意味ではね、いいチャンスでもある。

逸脱したものは出せないけれども、踏み込んだ論議はできるはずだと私は思うんです。

そういう点で6点について質問いたしたわけですが、その一つ一つについてはね、副町長おっしゃるとおりに一般質問等、今後の論議の中でやって行けばいいかなというふうに私も思ってます。

ただ、せっかくのこういう新しい何ていうか、残念ながら過疎地域の指定になってしまったけれども、これを契機にして踏み込んだ政策をやっぱりつくっていくっていう意味ではね、この計画、そういう点では本当にどの程度踏み込んだのかっていう点で質問したわけで、そこでの物足りなさといいますかね、私自身感じるということでもあります。

そういう点でね、ぜひ、御回答をさらにいただければと、踏み込んでいくと、政策的に組み込んでいくということが必要ではないかという提起であります。

そしてですね、この計画は非常に概要的な計画でそういうふうなものですよね、概要的なものをだというふうに思うんですけど、これから対策や計画について具体化をしていく必要があると思うんですけれども、その具体化をしていくということについて、説明をしていただければありがたいなと思います。

その2点です。

○副町長（佐藤次春君） 議長。

○議長（西原 浩君） 副町長。

○副町長（佐藤次春君） 中村議員おっしゃるとおりですね、やはりこの久しぶりったらおかしいですけど、長い期間過疎脱却していた本町にとってですね、この令和4年の僅か人口2人がですね、足りなかったばかりに指定されたと。

そういうことで指定もこうやって言ってみれば4年にずれ込んでしまってますね、本来であれば5カ年計画をほかの市町村が立ててるところ、うちは間に合わなくて今4カ年計画ということになりました。それらを指定の経緯を考えた時にですね、踏み込んだ内容の具体的なものもう少し検討するべきでなかったかという検討はしていかなきゃならないと思いますけれども、また一方でですね、この計画をいついつまでに出さなければ、令和4年度からの過疎債の使用あるいは充当する。

それらについても、タイムリミットがあったっていうこともちょっと御理解をいただきたいと思うんですが、そういう日程に追われたからそれをしなくていいとかしなかったと

いう意味ではないですけれどもね。

計画に盛り込めるもの、文章化、表現できるものについては、課題・問題点として明記したというつもりです。

2番目の質問にもあるように、それでは具体的なものはどうやって、いつということになりますけれども、御存じのとおり町の総合計画というのは3年間の実施する事業っていうのを毎年ローリングでですね、やってきてます。

この3年がいいのかと言った時にですね、別の計画ですと5年分出せとかっていう場合もあったりするもんですから、今の町の総合計画の3年間ローリングっていうのは、なかなか全てのいろんな計画にですね、うまく当てはまらない場合もあります。

この過疎計画のことで言いますと、令和4年度からの4年間になりますから、だいたい総合計画の3年ローリングとちょうどマッチするような見直しのスパンになっていくと思います。

ですから、町の総合計画の実施計画を策定する中で、この過疎の指定を受けたことによってですね、先ほど総合政策課長の方からも説明がありましたけど、ソフト事業として認められる候補になる事業も全部計画に盛り込みました。

ですから、その中からハードでない部分でですね、今までは財源がなくてなかなか取り組めなかったんだけど、今度、過疎のソフトで起債が借りられるとかですね、そういうものも出てきますので、これらについては町の総合計画あるいは総合戦略の中でもですね、やはり、少子化あるいは人口減対策はこういうものをやろうっていう基本的なことは掲げてますのでね、そういう中でそれらを基本にしながらですね、ローリングの中でしっかりとどんな事業を展開していくべきかというのは今まで以上にですね、中村議員が言うようにある意味チャンスと捉えたものも含めて、しっかりと事業計画に盛り込んでいくという作業を今後してまいりたいというふうに思います。

○議長（西原 浩君） 中村議員よろしいですか。

はい。

それでは、そのほか質疑。

○9番（今西和雄君） はい。

○議長（西原 浩君） 9番今西議員。

○9番（今西和雄君） 質疑ですんで、質問するというのが前提だと思うんですけど、ちょっとその前にここにも書かれてあるように、前回の過疎地域設定の年代から順を追ってみると、ちょっと自分の考えも冒頭にちょっと言わせてもらいながら質問したいと思います。

議長よろしいですか。

○議長（西原 浩君） できれば質疑簡潔をお願いします。

○9番（今西和雄君） この45年から54年までがちょうどその前回過疎地域に指定され、ちょうどそのここにいる場内にいる多くの人はこの時代を経験してきている行政マンとして、あるいは生産者として、町民としてっていうそういう時代だったかなと思います。

それで54年によりやく脱却して、そして今日に至ってる。

まさに、うちの町が挑戦した一時代だったかなという気がします。

そういう意味では、先ほど副町長が言われた、最後の方に言われたんですけど、やっぱりその当時の脱却するにはっていうことで、国のハードの部分をしっかり町として受け入れて取り組んできたっていう経緯があって、今回は、その結果、どんどん人口が減ってイ

ンフラも整備されて云々したけど、かかわらず生産基盤・生活基盤ができ上がったけれども、人口がどんどん減って今日に至ってというのが、皆承知の状況かなと思います。

そういう意味では1日も早くこの過疎指定から脱却するためやっぱり、先ほど副町長も言われたように、そのいかにハードじゃなくてそのソフトの部分で、人口を1人でも2人でも増やしていくってということも含めて、流出も防ぐということも含めて、そこの部分が今回の大きな過疎、これを執行していくための大きなポイントかなというふうに自分は感じております。

そういう意味では、すごくさっき中村議員も言われたように、本当にそういう議論をしていくチャンスだと思うんで、その辺のところ町民に対しても、もうストレートに町のそういう考えを伝えながら、この過疎法の内容を説明していただければいいかなと思います。が、その辺のところの考え方を質問いたします。

○議長（西原 浩君） 町長。

○町長（曾根興三君） 今西議員の御質問ですけれども、昭和55年までに過疎から脱却したというのは、たしか昭和50年から始まった新酪による入植と、それと公団関係の職員が別海町に移住してきたということが人口増の大きな要因だったということは明らかです。

また、今回はそのときの55年の人口を分母として、そして、令和2年度の人口を分子として減少率を算出したから余計減少率が大きくなったという結果であり、また、その減少率が過疎になるかならないかの基準値が、令和2年の法の改正で実は緩くなったんです。減少率が低くても対象になるようになったと。

それで、今までの減少率の基準であれば、別海町は過疎には指定されませんでした。

減少率30%だったのが25%以上になれば指定になるというようなことで、25%ぎりぎりです。さっき副町長が言ったように、2名減らなかつたら25%以下になって過疎指定にはならなかったと、そういう過程でございます。

いずれにしても、減っていることは事実ですから、それに対する対応は必要だというふうに思ってます。

ただ、今回の過疎計画の基本的な考え方ですけれども、これは7次計画や何かよりもっと包括的に広く対象として計画を立てておかなければ、過疎計画に載ってない事業は過疎債の対象になってこないんですよ。

ですから、今は事業を一つ一つ絞るんじゃなくて、いろいろな可能性のある事業をしっかりと取り組む対象にしますよということを示すのがこの過疎計画なんです。

ですから、7次の事業計画の中を総括していきなすきゃだめだっていうのは逆なんです。

7次の事業計画よりもはるかに多く広く、いろいろな事業も将来検討の必要性が出てきた場合には、過疎債として対象になれる事業となるような、そういう意味で考えれば、もっともっと広くいろいろな事業、検討が必要になってくるような事業全て上げておくことが大切なことなんです。

その事業一つ一つ全部細かく数字を出せというのは、今段階では無理な話です。

本来、将来的にその事業に取り組もうということになった段階では、どういう実際の実用計画を立てるのか、そのときどういう数字を使うか、7次計画とどういうふうに整合性を持たしていくか、そういうことが大切なんであって、今回の過疎計画というのは、そういう細かなことじゃなくて、将来起きるいろいろな課題もこの過疎計画に載せておいた方が過疎起債の対象になりますよと。

そういう趣旨ですから、広く考えてください。

よろしくお願いします。

○9番（今西和雄君） はい。

○議長（西原 浩君） 9番今西議員。

○9番（今西和雄君） ちょっと広く考えた質問でした、僕は。

そういう意味では、これからの世代の人たちにその過疎という、これは自分の考え方かもしれないけれども、過疎に指定されたっていう、そこのそういうことをやっぱり一日も早く脱却するという姿勢を、やっぱり次の世代にもしっかり見せていくっていうそういう内容にしてほしいっていうことの質問でした。

答弁要りません。

○議長（西原 浩君） はい。

それでは、そのほか質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） ないようですので、質疑を終わります。

これから、討論に入ります。

討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） これで討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第72号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第65号から日程第11 議案第68号まで

○議長（西原 浩君） 日程第8 議案第65号令和4年度別海町一般会計補正予算（第5号）、日程第9 議案第66号令和4年度別海町介護保険特別会計補正予算（第1号）、日程第10 議案第67号令和4年度別海町水道事業会計補正予算（第1号）、日程第11 議案第68号令和4年度別海町下水道等事業会計補正予算（第2号）の4件については、別海町議会会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

内容について順次説明を求めますが、ここで説明者に申し上げます。

この4件の補正予算については、予算決算審査特別委員会に付託し詳細な審査をしたいと考えておりますので、内容については要点のみにとどめて説明願います。

それでは初めに、議案第65号令和4年度別海町一般会計補正予算（第5号）の説明を求めます。

○財政課長（>川具哉君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 財政課長。

○財政課長（>川具哉君） はい。

議案第65号の内容説明させていただきます。

別冊の令和4年度別海町一般会計補正予算書の1ページをお開きください。

令和4年度別海町一般会計補正予算（第5号）。

令和4年度別海町一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ19億2,900万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ213億2,010万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条、債務負担行為の補正。

債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第3条、地方債の補正。

地方債の追加・変更は、「第3表 地方債補正」による。

2ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正で補正額の欄で申し上げます。

まず、歳入です。

1款町税、2項で3,784万6,000円の増。

10款地方特例交付金、1項で10万6,000円の減。

11款地方交付税、1項で1,258万6,000円の増。

15款国庫支出金、2項で1億9,717万1,000円の増。

16款道支出金、2項で894万5,000円の増。

17款財産収入、2項で339万円の増。

18款寄附金、1項で16億20万円の増。

19款繰入金、1項で4,211万3,000円の減。

20款繰越金、1項で7,635万5,000円の増。

21款諸収入、5項で170万円の減。

22款町債、1項で3,642万6,000円の増。

歳入合計で19億2,900万円の追加です。

次に、3ページにお進みください。

歳出です。

2款総務費、1項から3項で18億9,206万5,000円の増。

3款民生費、1項と2項で1,484万9,000円の増。

4款衛生費、1項で357万円の増。

6款農林水産業費、1項と3項で1,692万8,000円の増。

7款商工費、1項で415万9,000円の減。

8款土木費、2項と4項で100万4,000円の減。

9款消防費、1項で169万8,000円の増。

10款教育費、5項と6項で505万3,000円の増。

歳出合計で19億2,900万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ213億2,010万円とするものです。

4ページをお開きください。

第2表、債務負担行為補正で、3件の追加です。

1件目、防衛施設周辺障害防止事業は、矢臼別演習場土砂流出対策に係る工事及び調査設計で、期間は令和5年度、限度額は3,992万8,000円。

2件目は、防衛施設周辺道路整備事業における根室中部3号主要幹線改良舗装工事で、期間は令和5年度、限度額は7,957万1,000円。

3件目も同じく、防衛施設周辺道路整備事業、中西別上風連線改良舗装工事で、期間は、令和5年度、限度額は2億2,912万2,000円とするものです。

次に、第3表、地方債補正で、1件の追加と4件の変更です。

初めに、追加ですが、ふるさと財団によるふるさと融資制度を活用し、東部地区地域密着型介護サービス施設の整備事業者に対して貸し付ける資金についての借入で、限度額は1億2,000万円、起債の方法は普通貸借又は証券発行、利率は3パーセント以内、ただし、利率見直し方式で借入れし、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率、償還の方法は、公的資金については、その融資条件により、その他の場合にはその債権者と協定する。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができるとするものです。

5ページにお進みください。

続いて、4件の変更です。

1件目、酪農工場整備事業及び次のニシン種苗生産センター改修事業は、地方交付税措置のある有利な地方債を増額して借り入れられる見込みとなったことから、限度額を増額。

3件目、図書館整備事業は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の対象となる見込みから、財源を組み替えることに伴う限度額の減額、臨時財政対策債は、発行可能額の決定により、限度額を減額するものです。

各項目の変更額については、説明を省略させていただきます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法については変更がありません。

一番下段、追加と変更の合計になりますが、補正前の限度額11億8,730万円に3,642万6,000円を追加し、補正後の限度額を12億2,372万6,000円とするものです。

次の、7ページから28ページまでの歳入歳出補正予算事項別明細書の説明は、全て省略をさせていただきます。

以上で、議案第65号一般会計補正予算（第5号）の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 次に、議案第66号令和4年度別海町介護保険特別会計補正予算（第1号）の説明を求めます。

○介護支援課長（高橋勇樹君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 介護支援課長。

○介護支援課長（高橋勇樹君） 議案第66号の内容説明をいたします。

別冊の令和4年度別海町介護保険特別会計補正予算書1ページをお開きください。

令和4年度別海町介護保険特別会計補正予算（第1号）。

令和4年度別海町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,660万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億1,010万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正です。

補正額の欄で申し上げます。

まず、歳入です。

1 款保険料、1 項で 3 6 7 万 5, 0 0 0 円の増。

3 款国庫支出金、2 項で 5 0 5 万 1, 0 0 0 円の増。

4 款支払基金交付金、1 項で 2 2 5 万 7, 0 0 0 円の増。

7 款繰入金、2 項で 3 7 4 万 3, 0 0 0 円の増。

8 款繰越金、1 項で 1 8 7 万 4, 0 0 0 円の増。

歳入合計で 1, 6 6 0 万円の増額です。

次に、歳出です。

1 款総務費、1 項で 2 万 8, 0 0 0 円の増。

5 款諸支出金、1 項で 1, 6 5 7 万 2, 0 0 0 円の増。

歳出合計で 1, 6 6 0 万円を増額し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1 2 億 1, 0 1 0 万円とするものです。

なお、3 ページから 7 ページの歳入歳出補正予算事項別明細書につきましては、説明を省略いたします。

以上で、議案第 6 6 号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 次に、議案第 6 7 号令和 4 年度別海町水道事業会計補正予算（第 1 号）の説明を求めます。

○上下水道課長（谷村将志君） 議長。

○議長（西原 浩君） 上下水道課長。

○上下水道課長（谷村将志君） 議案第 6 7 号の内容説明をいたします。

別冊の令和 4 年度別海町水道事業会計補正予算書の 1 ページをお開きください。

令和 4 年度別海町水道事業会計補正予算（第 1 号）。

第 1 条、総則。

令和 4 年度別海町水道事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条、収益的収入及び支出。

予算第 3 条の収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収益的収入です。

1 款水道事業収益、1 項と 2 項で 4 0 1 万 3, 0 0 0 円を増額し、1 1 億 5 2 1 万円とするものです。

続いて、収益的支出です。

1 款水道事業費用、1 項と 2 項で 4 8 万 3, 0 0 0 円を増額し、9 億 2, 6 1 4 万 2, 0 0 0 円とするものです。

第 3 条、資本的収入及び支出。

予算第 4 条の資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 3 億 9, 9 9 7 万 2, 0 0 0 円は、減債積立金 2 億 1, 5 5 4 万 2, 0 0 0 円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 4, 8 0 3 万 9, 0 0 0 円、過年度分損益勘定留保資金 1 億 3, 6 3 9 万 1, 0 0 0 円で補てんするものとする。）

資本的支出です。

1 款資本的支出、2 項で 2 1 9 万円を減額し、7 億 3, 1 6 4 万円とするものです。

3 ページから 6 ページの補正予算実施計画及び実施計画説明書の説明は省略をさせていただきます。

6 ページをお開きください。

令和4年度別海町水道事業予定キャッシュ・フロー計算書（間接法）です。

現金の流れを示した表になります。

下から3行目を御覧ください。

資金増減額の見込みです。

1,884万9,000円の増額となり、最下段の資金期末残高は28億6,445万1,000円となる予定です。

続いて、7ページをお開きください。

令和4年度別海町水道事業予定損益計算書です。

下から4行目を御覧ください。

当年度純利益の見込みです。

1億3,102万9,000円となる予定です。

次の8ページの令和4年度別海町水道事業予定貸借対照表と9ページの注記表の説明は省略をさせていただきます。

以上で、議案第67号別海町水道事業会計補正予算の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 最後に、議案第68号令和4年度別海町下水道等事業会計補正予算（第2号）の説明を求めます。

○上下水道課長（谷村将志君） 議長。

○議長（西原 浩君） 上下水道課長。

○上下水道課長（谷村将志君） 議案第68号の内容説明をいたします。

別冊の令和4年度別海町下水道等事業会計補正予算書の1ページをお開きください。

令和4年度別海町下水道等事業会計補正予算（第2号）。

第1条、総則。

令和4年度別海町下水道等事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条、収益的収入及び支出。

予算第3条の収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収益的収入です。

1款下水道事業収益、2項で1万5,000円を増額し、5億3,254万6,000円とするものです。

続いて、収益的支出です。

1款下水道事業費用、3項で227万8,000円を増額し、5億7,112万8,000円とするものです。

第3条、特例的収入及び支出。

予算第4条の2中の未収金及び未払金の金額「248万円及び1,740万1,000円」を「414万9,000円及び1,648万5,000円」に改める。

3ページから4ページの補正予算実施計画及び実施計画説明書の説明は省略をさせていただきます。

続いて、5ページをお開きください。

令和4年度別海町下水道等事業予定キャッシュ・フロー計算書（間接法）です。

現金の流れを示した表になります。

下から3行目を御覧ください。

資金増減額の見込みです。

2,103万5,000円の減額となり、最下段の資金期末残高は4,057万8,000

円となる予定です。

次に、6 ページをお開きください。

令和4年度別海町下水道等事業予定損益計算書です。

下から3行目を御覧ください。

当年度純損失の見込みです。

5,481万1,000円となる見込みであり、最下段の当年度の未処理欠損金も5,481万1,000円となる見込みです。

7 ページの令和4年度別海町下水道等事業予定貸借対照表、8 ページの令和4年度別海町下水道等事業開始貸借対照表及び9 ページ以降の注記表の説明は省略させていただきます。

以上で、議案第68号下水道等事業会計補正予算（第2号）の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 以上で、議案第65号から議案第68号までの令和4年度別海町各会計補正予算の4件についての内容説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま上程中の令和4年度別海町各会計補正予算の4件については、予算決算審査特別委員会に付託の上、審査することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第65号から議案第68号までの4件については、予算決算審査特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

お諮りします。

ただいま全員による予算決算審査特別委員会に付託されましたので、本会議での質疑は省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、本会議での質疑は省略することに決定いたしました。

ここで1時まで休憩いたします。

午前11時56分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（西原 浩君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎日程第12 議案第69号

○議長（西原 浩君） 日程第12 議案第69号別海町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○総務部長（浦山吉人君） 議長。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（浦山吉人君） 議案第69号別海町過疎地域の持続的発展の支援に関する特

別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例の制定について御説明申し上げます。

議案書では5ページから6ページになりますが、議案本文の朗読は省略させていただき、議案資料により御説明申し上げます。

別冊の議案資料1ページをお開き願います。

初めに、本条例の概要等について申し上げます。

午前中の過疎計画の説明と一部重複する部分もございますけれども御了承願います。

本町は、本年4月1日付で過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、以降特措法と申し上げますが、この特措法に基づく過疎地域に指定をされました。

過疎地域に指定をされた市町村は、地域の持続的発展を図るため、市町村計画を策定することとなることから、本町におきましても、本議会に「別海町過疎地域持続的発展市町村計画」を議案として提出させていただき、午前中に議決をいただいたところでございます。

本条例は、この特措法に基づき定められた別海町過疎地域持続的発展市町村計画に記載をされた産業振興促進区域において、振興すべき事業として定められた業種に対し、固定資産税の課税免除を行うことで、対象となる業種の振興促進に資するため、条例の制定を行うものでございます。

参考として、この産業振興促進区域及び振興すべき業種は、午前中に総合政策課長が説明をいたしました市町村計画書では22ページに記載をされておりますが、本町における産業振興促進区域は町内全域としていただいております。

次に、2の条例の概要ですが、本条例は3条から構成をされており、第1条では、本条例の趣旨や根拠となる法令について規定をし、第2条では、本条例の対象となる業種、資本金の範囲、固定資産税の課税免除の特例対象となる資産及び期間について規定をしています。

第3条では、条例の施行に関し必要な事項は別に定めることを規定しております。

次に、2ページにお進みください。

ここからは、条例本文についてになります。

各条とも、囲み枠内の解説により御説明申し上げます。

第1条は、本条例の趣旨について規定をしております。

趣旨については、先ほどの条例の趣旨及び経緯と重複しておりますので、説明は割愛させていただきます。

第2条は、2ページ中段から3ページ上段まで続きますが、本条例の対象となる事業者の資本金の規模、固定資産税の課税免除の対象となる取得資産の対象、対象となる業種ごとの資産の取得価格及び課税免除の期間について規定をしています。

なお、第2条第1項第1号及び第2号の内容をまとめたものを囲み枠内の表で示しております。

枠内の表について若干説明をいたしますが、特措法に基づき、町の計画で定められている振興すべき業種は、枠内の表3段目の取得価格の欄の右側に記載をされている製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等になりますが、そのうち、製造業、旅館業にあっては、表中段に記載されている対象資産の取得価格の合計が500万円以上の場合、課税免除となるものでございます。

なお、事業者の規模に応じ、課税免除の対象となる取得価格の額も表に記載のとおり変わることとなります。

農林水産物等販売業、情報サービス業等にあつては、事業者の規模にかかわらず、対象資産の取得価格の合計が500万円以上の場合、課税免除となります。

課税免除の期間につきましては、対象となる資産に対し、最初に課税をされる年度以降3年度、3年間とするものです。

第3条は、本条例の施行に関し必要な手続等は、規則等に定めるとするものです。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用をするものとさせていただきます。

以上で、議案第69号の内容説明とさせていただきます。

○議長（西原 浩君） 議案第69号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

ただいま議題となりました議案第69号別海町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の特例に関する条例の制定の件は、総務文教常任委員会に付託いたします

◎日程第13 議案第70号

○議長（西原 浩君） 日程第13 議案第70号別海町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○町民課長（皆川 学君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 町民課長。

○町民課長（皆川 学君） はい。

議案第70号別海町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、内容説明いたします。

議案書の7ページをお開きください。

本条例の改正は、高齢者の医療の確保に関する法律の一部が改正され、令和4年10月1日に施行されることに伴い、一定以上の所得がある後期高齢者等の医療費に2割の窓口負担割合が導入されることから、そのうち、重度心身障害者については、窓口負担が1割となるよう条例の一部を改正するものです。

それでは、議案の内容説明をいたしますが、議案本文の朗読は省略し、議案資料により説明いたします。

議案資料の4ページをお開きください。

条例の一部を改正する条例の新旧対照表です。

表の右側が改正前、左側が改正後となります。

改正後、第3条第3号ウについて、高確法第67条第1項第2号に2割の窓口負担割合が導入されたことと併せ、従来から助成の対象としていた3割の窓口負担割合対象者が第3号に繰り下がったことから、「第3号」を加え、後期高齢者医療被保険者のうち、窓口負担割合が2割及び3割負担となる重度心身障害者について、窓口負担が1割となるよう

助成対象とするものです。

また、附則として、施行期日を令和4年10月1日とするものです。

以上で、議案第70号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第70号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第14 議案第71号

○議長（西原 浩君） 日程第14 議案第71号別海町生涯学習センター設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○生涯学習センター長（新堀光行君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 生涯学習センター長。

○生涯学習センター長（新堀光行君） はい。

議案第71号別海町生涯学習センター設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、内容を御説明申し上げます。

議案では、8ページから12ページまでとなり、議案資料は5ページから14ページまでとなりますが、初めに、本改正に至る経過について御説明いたします。

本年3月に本条例の制定の議決をいただき、4月からプレオープンが開始されています別海町生涯学習センターの管理及び運用について、条例制定時の質疑等や町民をはじめ利用者からの御意見等を踏まえ、付属設備及び備品の使用料の規定の追加や規定表現について一部文言の修正等が必要となったことから、条例を改正しようとするものであります。

次に、本改正のポイント、概要について御説明いたします。

1点目といたしまして、施設使用料の利用形態、ホール半面の利用の追加及びホール名称の変更。

2点目として、付属設備及び備付物品使用料の規定の追加。

3点目として、禁止行為に関する例外規定の追加。

以上の3点が主な改正点となっており、その他文言整理を行っております。

それでは、議案の改正条文の朗読は省略し、議案資料にて改正内容を御説明いたしますので、議案資料の5ページをお開き願います。

本条例の一部を改正する条例新旧対照表です。

右が改正前、左が改正後となります。

初めに、条例第8条第2号使用の制限ですが、改正前では、建物、付属設備又は備付物品を略称し「（以下「付属設備等」という。）」と規定していましたが、略称の他の規定で建物を含む、含まないで紛らわしい箇所があることから、略称を削除するものであります。

次に、条例第9条使用料ですが、これまで規則で規定していた付属設備及び備付物品の使用料について、これまで、全てが整っていない状況にありましたが、コンサート用ピアノ以外の付属設備も確定し、備付物品も整備されたことから、新たに条例に使用料を規定するもので、詳細については、別表第2で規定しております。

併せて、付属設備等の略称表現も削除しています。

次の条例第15条原状回復及び次のページの第16条損害賠償について、第8条と同様に略称を削除することによる文言整理です。

次の条例第19条行為の禁止ですが、第19条にただし書きを追加し、「ただし、教育委員会の許可を得て行う営利行為は、この限りではない。」ことを規定します。

これまで同様に、専ら営利を目的とする行為は禁止していますが、多くの町民の方々と利用者の方々から希望、要望のあったことも踏まえ、申請により、その内容の公共性や町民、利用者への利便性等を考慮して判断していくこととしています。

なお、その使用料につきましては、公民館条例と同様に9ページを御覧いただきたいと思います。

別表第1の付記の第2項として追加し、「使用者が入場料又はこれに類するものを徴収し、若しくは営利を目的とした行為をする場合の使用料は、本表使用料の10倍以内とし、町民以外が使用する場合には本表使用料の2倍以内として教育委員会が別に定める。」として規定しています。

また、ただし書きに規定する営利を目的としない物品の販売等について、その内容等や申請に関することは、規則で規定しています。

6ページにお戻りいただきたいと思います。

下段となります。

別表第1第1号、センター使用料一覧の室名の行、ホールについて、改正前は、全面利用のみを想定した使用料としていましたが、リハーサル室の利用が予想以上に混み合っておりまして、利用者から、活動が思うようにできないなど要望や意見があったことを踏まえ、新たにホール半面の使用料670円を追加するものです。

次に、8ページにお進みください。

第2号付帯施設使用料では、付帯施設青少年プラザの各室の名称を変更するものです。

最上段、改正前の「マルチメディアホール」を「プラザホール」へ、次の段「研修室」を「研修室1」へ、4段目「会議室」を「研修室2」へ、それぞれ改めるものです。

次に、9ページにお進みいただき、先ほど説明したとおり、別表の付記の第2項として入場料の徴収、営利を目的とした行為をする場合の使用料、及び町民以外が使用する場合の使用料は、教育委員会が別に定める旨追加し、規定しています。

次に、別表第2は、付属設備と備付物品の使用料を規定したものであります。

第1号では、センターの付属設備使用料の一覧で、表は、左から付属設備、内訳、単位、金額の順で、舞台照明機器は内訳に記載のスポットライトをはじめとする機器一式を1回使用する金額が2,360円となります。

以下、同様に舞台音響反射板、側面・天井・背面一式を1回使用する金額が4,610円、舞台音響設備、マイクをはじめとする機器一式を1回使用する金額が1,160円、舞台映像機器、プロジェクターをはじめとする機器一式を1回使用する金額が1,350円、リハーサル室音響設備、スピーカー、マイク等機器一式を1回使用する金額が980円、リハーサル室コンサートグランドピアノを1回使用する金額が550円。

11ページにお進みいただきまして、陶芸室、陶芸用電気窯、素焼き1回使用する金額が1,320円、本焼きが1回2,200円、木工美術室、木工用工作機器一式を1回使用する金額が5,040円、団体活動室ロッカー各種、鍵付きロッカー月額で、大が1,200円、小が600円、棚タイプのロッカーが1段300円と規定しています。

第2号では、付帯施設青少年プラザの付属設備使用料の一覧で、12ページにかけて表は、左から付属設備、内訳、単位、金額の順で、プラザホール映像装置は、内訳に記載のビデオプロジェクターをはじめとする装置一式を1回使用する金額が2,060円となります。

以下、同様にプラザホール音響設備、マイクをはじめとする機器一式を1回使用する金額が490円となります。

第3号では、センターの備付物品使用料の一覧で、13ページにかけて、表は、左から備付物品、単位、金額の順で、最上段のプロジェクター（小）、スクリーン、延長コード等を含む機器一式を1回使用する金額が370円となります。

以下、同様に13ページ、最下段のコンプレッサー一式を1回使用する金額が300円までを規定しています。

また、別表第2の付記として、第1項では「使用者が入場料又はこれに類するものを徴収し、若しくは営利を目的とした行為をする場合の使用料は、本表使用料の10倍以内とし、町民以外が使用する場合には本表使用料の2倍以内として教育委員会が別に定める。」旨を、第2項では「本表の使用料中について、「一式」に組み込まれた物品を一部使用しない場合であっても、使用料の減額は行わない。」旨を、第3項では「コンサートグランドピアノを使用する場合の調律料は使用者の実費とする。」旨を規定しています。

最後に、附則として、第1項では施行期日、「この条例は、令和4年10月1日から施行する。」。

第2項では経過措置、「改正後の別表の規定は、施行日以後の使用に対する使用料で施行日以後に納入通知書を発行するものについて適用し、施行日前の使用に対する使用料及び施行日以後の使用に対する使用料で施行日前に納入通知書を発行したものについては、なお従前の例による。」とするものです。

以上で、議案第71号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第71号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

○3番（田村秀男君） はい。

○議長（西原 浩君） 3番田村議員。

○3番（田村秀男君） 議案第71号についてはですね、1定で付帯意見つきで可決した条例の一部改正でありますけれども、使用料を条例化に明記する点とそれから営利行為の禁止に係る内容の明確化に不足する部分の2点については、これ見ますと改正がなされておりますが、そのほかちょっと数点についてお聞きします。

1つ目ですけれども、条文第9条関係のセンター使用料一覧。

これ1時間当たりの額ですけど、その中で使用料は通年同一金額で、暖房料が明示されていませんけれども、この使用料の金額の算定に当たりですね、暖房料の取扱いについての説明を伺いたいと思います。

この施設の性格上、暖房料として算定できるかできないかも含めてですね。

それから2つ目です。

今、センター正面の駐車場、もう間もなく出来上がりそうで、10月1日から使用可能というふうことを聞いてますけれども、当然、施設利用者のための駐車場として位置づけられると思っています。

以前あった多目的広場的な利用も考えられますが、駐車場をイベントや営利事業を伴う使用については、当然使用料は別表第1、第2に書いてないので、規定していないのでとすることはできませんけれども、施設利用者以外の駐車場の利用について、どのような利用を想定されているかちょっと伺います。

また、これは条例にないので運用で行うのか、それとも規則で定めるのか、その点をお聞きします。

それから最後ですけれども、条文の第19条でセンター等においては、教育委員会の許可があれば営利行為もできるという条例になってますね。

それで、当然、規則で明示すると思いますけれども、許可する基準とどのような営利行為を想定しているか、この3点についてお伺いいたします。

○生涯学習課長（福原義人君） 議長。

○議長（西原 浩君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（福原義人君） それでは、私の方から3点の御質問に対してお答えしたいと思います。

まず1点目です。

使用料の金額算定に当たり、暖房料の取扱いについて説明願いたいという御質問だと思いますが、当センターの空調設備は、電力を活用した24時間冷暖房換気システムを採用しておりまして、近代的かつ高度な設備となっております。

このシステムは、年間を通じて冷房や暖房による室温管理と換気などを行うことができ、センターにおいては1年中空調に係る電力を使用するシステムとなっております。

このため、センターの使用料では、暖房料としてのみ別途徴収するのではなく、冷房や暖房、換気等の年間を通した空調費用を各室の使用料に含めて算定した形となっております。

それでは、引き続き、2点目の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

駐車場の利用についてどのような利用を想定されていますかという御質問だったかなというふうに思っております。

南側駐車場につきましては、現在工事中であり、9月中に完成予定であります。

御質問のとおり、センター駐車場は、施設利用者のための駐車場となっており、本町の他の公共施設同様、駐車に係る使用料は無料とすることから、使用料については規定しておりません。

しかし、センター駐車場については、多目的広場的な機能を想定していることから、駐車場の主たる目的である施設利用者の駐車場として著しく支障が出ない範囲で、その利用目的や内容などにより、公共性や町民の福祉向上、利用者の利便性等を考慮した上で、運用の中で都度判断してまいりたいと考えています。

続きまして、3点目の御質問かなというふうに思っております。

条文案第19条の許可基準並びに営利行為を、どのような営利行為を想定されてますかという御質問だと思いますが、本条例案において、ただし書きとして例外規定を定めており、許可する基準については、利用者の利便性、住民福祉の向上、また、町民がイベント趣旨等を享受できるような行事やイベントを想定しており、例えばですが、町民還元の魚貝や農作物の販売あるいは町や教育委員会等が主催、後援等を行うコンサートなどを想定しております。

以上です。

○3番（田村秀男君） はい。

○議長（西原 浩君） 3番田村議員。

○3番（田村秀男君） そうしますと、1点目の暖房料はみなくるのシステム上、そういうふう暖房料を切り取ってできないということの理解でいいですね。

それから2点目の駐車場の関係ですけれども、これは教育委員会の判断といいますか、運用の中でその都度ケース・バイ・ケースで決めていくと、そういうことでよろしいですね。

それから3点目は、これはただし書きで営利行為も教育委員会の許可になっているので、多分規則で基準みたいのを決めていると思うんですけども、その点はいかがでしょう。

○生涯学習課長（福原義人君） 議長。

○議長（西原 浩君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（福原義人君） 規則の方で定めているのかという御質問ですが、御質問のとおり本条例の施行規則において、その基準を定めているところです。

以上です。

○議長（西原 浩君） 田村議員よろしいですか。

それでは、そのほか質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） はい。

ないようですので、質疑を終わります。

◎日程第15 諮問第1号

○議長（西原 浩君） 日程第15 諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

町長。

○町長（曾根興三君） 諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について、御説明を申し上げます。

人権擁護委員は、法務大臣が委嘱するものでありますけれども、その選定に当たっては、まず、市町村長が議会の意見を聞いた上で、地域の候補者を法務局に推薦することとなっております。

別海町では現在、保田千恵子さん、棚橋昌博さん、山藤史江さん、新井田史彰さん、藤原優子さん、この5名の方々が人権擁護委員として御活躍をいただいているところでございますけれども、このたび、保田千恵子さん、棚橋昌博さん、新井田史彰さんの3名が、任期満了となる令和4年12月31日をもって退任されることとなりました。

つきましては、新たに菅野笑子さんを人権擁護委員の候補者として推薦をいたしたく、議会の意見を求めるものでございます。

任期につきましては、令和5年1月1日から令和7年12月31日までの3年間となります。

菅野さんの主な経歴につきまして、若干申し上げます。

菅野笑子さんは、昭和57年に三重県の松阪女子短期大学を卒業し、同年4月から38年間の長きにわたりまして、本町の保育士として勤務され、令和2年3月上春別保育園の園長を最後に退職されております。

現在は、別海町自治推進委員を務められているほか、「こども食堂」に関わり、積極的に地域の子供や高齢者に関わりを持たれているなど、各方面で御活躍をされております。

長年、保育の現場で活躍された豊富な経験から地域からの信頼も大変厚く、人格見識とも優れた方であります。

菅野笑子さんを人権擁護委員の新たな候補者として、法務大臣に対し推薦いたしたく思いますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（西原 浩君） 諮問第1号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第16 諮問第2号

○議長（西原 浩君） 日程第16 諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

町長。

○町長（曾根興三君） 諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦についてのお尋ねでございます。

本案につきましても、諮問第1号と同様に、令和4年12月31日の任期満了に伴い、退任される3名の委員に代わりまして、新たに寺地ちひろさんを人権擁護委員の候補者として推薦いたしたく、議会の意見を求めるものでございます。

任期につきましては、令和5年1月1日から令和7年12月31日までの3年間でございます。

寺地さんの主な経歴につきまして、若干申し上げます。

寺地ちひろさんは、昭和56年に旭川大学女子短期大学部を卒業され、同年4月から39年間の長きにわたりまして、本町の保育士として勤務され、令和2年3月別海保育園の園長を最後に退職されております。

現在は、上春別小学校のスクールサポートスタッフとして勤務されており、子供たちとの関わりを持つ活動を積極的に続けられております。

長年、保育の現場で活躍された豊富な経験から地域からの信頼も大変厚く、人格見識ともに優れた方であります。

寺地ちひろさんを人権擁護委員の新たな候補者として、法務大臣に対し推薦いたしたく思いますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（西原 浩君） 諮問第2号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第 17 諮問第 3 号

○議長（西原 浩君） 日程第 17 諮問第 3 号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

内容について順次説明を求めます。

○議長（西原 浩君） 町長。

○町長（曾根興三君） 諮問第 3 号人権擁護委員候補者の推薦について、御説明を申し上げます。

本案につきましても、第 1 号及び第 2 号と同様に、令和 4 年 12 月 31 日の任期満了に伴い、退任される 3 名の委員に代わりまして、新たに伊勢瞳さんを人権擁護委員の候補者として推薦いたしたく、議会の意見を求めるものでございます。

任期につきましては、前 2 名と同じく、令和 5 年 1 月 1 日から令和 7 年 12 月 31 日までの 3 年間となります。

伊勢さんについての主な経歴につきまして、若干申し上げます。

伊勢瞳さんは、昭和 49 年に北海道釧路湖陵高等学校を卒業され、民間会社の勤務を経まして、現在は株式会社丸イ佐藤海産の相談役を担われております。

これまでに、別海町商工会女性部副部長を務めた経験をお持ちであるほか、現在の職を通じて、外国人や障害のある方に雇用の場を提供し、日頃から深く関わりを持たれているなど、各方面で御活躍をされている方でございます。

地域からの信頼も厚く、人格見識ともに優れた方であります。

伊勢瞳さんを人権擁護委員の新たな候補者として法務大臣に対し推薦いたしたく思いますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（西原 浩君） 諮問第 3 号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第 18 認定第 1 号から日程第 25 認定第 8 号

○議長（西原 浩君） 日程第 18 認定第 1 号令和 3 年度別海町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第 19 認定第 2 号令和 3 年度別海町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第 20 認定第 3 号令和 3 年度別海町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第 21 認定第 4 号令和 3 年度別海町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第 22 認定第 5 号令和 3 年度別海町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第 23 認定第 6 号令和 3 年度別海町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第 24 認定第 7 号令和 3 年度町立別海病院事業会計決算認定について、日程第 25 認定第 8 号令和 3 年度別海町水道事業会計決算認定についての 8 件については、別海町議会会議規則第 37 条の規定により一括議題といたします。

内容について順次説明を求めますが、ここで説明者に申し上げます。

この 8 件の決算認定については、予算決算審査特別委員会に付託し詳細な審査をしたいと考えておりますので、内容については要点のみにとどめて説明願います。

○副町長（佐藤次春君） 議長。

○議長（西原 浩君） 副町長。

○副町長（佐藤次春君） それでは、認定第1号から認定第8号までの令和3年度別海町各会計決算についてですが、決算書が大冊ですので、議案資料により決算の概要を一括して説明し、議案説明とさせていただきます。

それでは、議案資料の16ページをお開きください。

資料は、16ページから18ページまでです。

17ページから説明をいたします。

最初に、令和3年度別海町一般会計及び特別会計「決算概要」です。

1、一般会計及び特別会計の「決算概要」。

単位は、円で表示しております。

認定番号、会計名、歳入収入済額、歳出支出済額、歳入歳出差引残額、うち基金繰入額の順に申し上げます。

1、一般会計、収入済額で238億9,199万1,449円、支出済額227億6,351万9,754円、差引残額11億2,847万1,695円、基金繰入額2億5,000万円。

次に、2、国民健康保険特別会計、24億5,708万9,668円、24億5,535万3,689円、173万5,979円。

次に、3、下水道事業特別会計、5億5,404万1,680円、4億9,236万6,374円、6,167万5,306円。

次に、4、介護サービス事業特別会計、4億8,688万768円、4億8,670万845円、17万9,923円。

次に、5、介護保険特別会計、11億2,801万6,029円、11億1,813万1,953円、988万4,076円、基金繰入額800万円。

6、後期高齢者医療特別会計、1億8,359万3,628円、1億8,318万7,028円、40万6,600円となっております。

次に、下段の2、一般会計及び特別会計の「実質収支に関する調書」。

単位は、千円で表示をしております。

認定番号、会計名、歳入総額、歳出総額、歳入歳出差引額、翌年度へ繰り越すべき財源、実質収支額、うち基金繰入額の順に申し上げます。

1、一般会計、238億9,199万1,000円、227億6,352万円、差引額11億2,847万1,000円、繰越明許費繰越額831万6,000円、事故繰越し繰越額7億8,380万円、繰越合計額7億9,211万6,000円、実質収支額は3億3,635万5,000円、うち基金繰入額は2億5,000万円。

2、国民健康保険特別会計、24億5,708万9,000円、24億5,535万4,000円、173万5,000円、実質収支額は同額の173万5,000円。

次に、3、下水道事業特別会計、5億5,404万1,000円、歳出で4億9,236万6,000円、6,167万5,000円、繰越明許費繰越額6万2,000円、繰越合計額で6万2,000円、実質収支額6,161万3,000円。

4、介護サービス事業特別会計、4億8,688万円、4億8,670万1,000円、17万9,000円、実質収支額は同額の17万9,000円であります。

5番目、介護保険特別会計、11億2,801万6,000円、11億1,813万

2,000円、988万4,000円、実質収支額も同額であります988万4,000円、うち基金繰入額800万円。

6、後期高齢者医療特別会計、1億8,359万3,000円、1億8,318万7,000円、40万6,000円、実質収支額同額の40万6,000円となっております。

次に、資料の18ページをお開きください。

令和3年度別海町一般会計及び特別会計決算「財産の概要」です。

初めに、1の公有財産ですが、決算年度末の数値で申し上げます。

土地地積合計、9,342万5,422平方メートル。

建物延面積合計、22万9,515平方メートル。

山林面積合計、6,616万4,713平方メートル。

山林立木推定蓄積量合計、72万3,281立方メートル。

次に、有価証券の合計、株券で1億1,567万円。

出資による権利の合計、10億259万3,000円。

次に、右の方に移りまして、2の物品・債権・基金についてです。

こちらも決算年度末の数字で申し上げます。

物品合計、車両で164台。

債権合計、貸付金で6,178万3,000円。

基金合計、25の基金の預金額で36億1,362万7,000円。

再掲として、定額運用基金の状況です。

運用基金につきましては、基金会計が直接支出経理できるもので、年度末残高では、早坂善也奨学基金、預金で241万5,000円。

土地開発基金、預金額で1億97万6,000円となっております。

次に、下段の、令和3年度別海町各企業会計「決算概要」です。

単位は、円で表示をしております。

決算額で申し上げます。

7番、町立別海病院事業会計は、収益的収入及び支出の事業収益決算で23億6,640万8,062円、事業費用決算額で24億5,734万615円。

次に、資本的収入及び支出では、資本的収入の決算額で1億6,514万9,000円、資本的支出決算額で2億5,310万3,646円となっております。

次に、8、水道事業会計ですが、収益的収入及び支出の事業収益決算で10億6,804万5,333円、事業費用決算で8億3,636万7,378円、資本的収入及び支出では、資本的収入決算額で1億9,249万9,000円、資本的支出決算額で6億6,915万7,236円となっております。

以上で、認定第1号から認定第8号までの各会計決算の要点について説明をさせていただきました。

なお、本件認定には、決算書に監査委員の各会計決算審査意見書をつけ、主要な施策の成果一覧表を添付しておりますので申し添えます。

以上で、説明を終わります。

○議長（西原 浩君） お諮りします。

ただいま上程中の令和3年度別海町各会計決算認定の8件については、予算決算審査特別委員会に付託の上、審査することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第8号までの8件については、予算決算審査特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

お諮りします。

ただいま全員による予算決算審査特別委員会に付託されましたので、本会議での質疑は省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、本会議での質疑は省略することに決定いたしました。

◎日程第26 同意第2号

○議長（西原 浩君） 日程第26 同意第2号別海町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

町長。

○町長（曾根興三君） 同意第2号別海町固定資産評価審査委員会委員の選任について御説明を申し上げます。

本町の固定資産評価審査委員会委員につきましては、現在3名の委員を選任させていただいておりますけれども、本年9月30日をもちまして3年間の任期が満了となります。

本案は、これまで4期12年間委員を務めていただいております島田安信さんを引き続き固定資産評価審査委員会委員として選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

新たな任期につきましては、令和4年10月1日から令和7年9月30日までの3年間となります。

島田さんは、尾岱沼潮見町138番地の9にお住まいで、昭和21年5月10日生まれの満76歳でございます。

島田さんの経歴を若干申し上げますと、昭和40年4月から平成18年6月までの41年間、野付漁業協同組合に勤務され、漁業全般にわたり経験豊富な方でございます。

島田さんの公職歴につきましては、平成19年12月から現在まで別海町民生児童福祉委員を担っていただいております。

また、平成19年4月から現在まで、尾岱沼連合町内会理事、尾岱沼潮見町南町内会長を歴任されております。

島田さんは、地域の人望も厚く、人格識見ともに大変優れた方でございますので、引き続き選任をいたしたく、議会の皆さんの同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（西原 浩君） 同意第2号内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第２７ 同意第３号

○議長（西原 浩君） 日程第２７ 同意第３号別海町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

町長。

○町長（曾根興三君） 同意第３号別海町固定資産評価審査委員会委員の選任について御説明を申し上げます。

本件につきましても、先ほどと同じでございまして、固定資産評価審査委員会委員の選任同意案の案件でございます。

これまで２期６年間、固定資産評価審査委員会委員を務めていただいております森本哲男さん、彼を引き続き委員として選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

新たな任期につきましては、令和４年１０月１日から令和７年９月３０日までの３年間でございます。

森本さんは、別海常盤町２４３番地の９にお住まいで、昭和２７年１１月３０日生まれの満６９歳でございます。

森本さんの経歴を若干申し上げますと、昭和４６年４月から平成２５年３月までの４２年間別海町役場に勤務されており、行政全般にわたり経験豊富な方でございます。

また、平成２７年８月から平成３０年７月まで、別海町共同募金委員会評議員を務めており、平成２８年４月から令和２年３月まで、別海常盤町内会会長を担うなど、森本さんは、地域の人望も厚く、人格識見ともに大変優れた方でございますので、引き続き選任いたしたく、同意を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（西原 浩君） 同意第３号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第２８ 同意第４号

○議長（西原 浩君） 日程第２８ 同意第４号別海町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

町長。

○町長（曾根興三君） 同意第４号別海町固定資産評価審査委員会委員の選任について御説明を申し上げます。

本件につきましても、固定資産評価審査委員会委員の選任同意案でございます。

これまで１期３年間、固定資産評価審査委員会委員を務めていただいております坪内省志さんを引き続き委員として選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

新たな任期につきましては、令和４年１０月１日から令和７年９月３０日までの３年間

となります。

坪内さんは、西春別駅前柏町7番地の12にお住まいで、昭和35年11月5日生まれの満61歳でございます。

坪内さんの経歴を若干申し上げますと、昭和55年4月に西春別農業協同組合に就職、現在も道東あさひ農業協同組合西春別支所生産課家畜改良係で勤務されております。

農業全般にわたり経験豊富な方であります。

また、地域においても、これまで西春別駅前柏町内会の副会長や会長を歴任され、現在は、同町内会の副会長になっておられるなど、地域の人望も厚く、人格識見ともに大変優れた方でございますので、引き続き選任いたしたく、同意を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（西原 浩君） 同意第4号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第29 同意第5号

○議長（西原 浩君） 日程第29 同意第5号別海町教育委員会委員の選任についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

町長。

○町長（曾根興三君） 同意第5号の提案理由の説明を申し上げます。

本町の教育委員につきましては、現在4人の方を任命いたしているところでございます。令和4年10月11日をもちまして、粥川一芳さんが任期満了となります。

つきましては、新たに石川貴工さんを教育委員に任命いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

石川さんは、別海町西春別駅前寿町84番地にお住まいで、昭和55年1月5日生まれの満42歳でございます。

任期につきましては、令和4年10月12日から令和8年10月11日までの4年間となります。

主な経歴について申し上げます。

石川さんは、北海道釧路西高等学校に進学後、神奈川県にありますが日総工産株式会社に勤務された後、平成15年10月から、別海町西春別駅前の株式会社道東クリエイトに勤務されております。

現在は、別海町社会教育委員兼ねて別海町公民館運営審議会委員、また、別海町子ども会育成連絡協議会副会長、また、北海道青少年育成運動推進指導員を務められております。

また、4人のお子様の父親として、これまでもPTA会長を担われるなど、学校教育にも熱心に取り組まれておられます。

地域からの人望も厚く、人格識見ともに大変立派な方で、将来を担う子供たちのために、よりよい教育行政を展開していただける方であります。

御審議の上、ぜひ御同意を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（西原 浩君） 同意第5号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第30 報告第9号

○議長（西原 浩君） 日程第30 報告第9号放棄した債権の報告についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

なお、本件は、報告のみであります。

○財政課長（>川具哉君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 財政課長。

○財政課長（>川具哉君） はい。

報告第9号の内容説明をいたします。

議案の29ページをお開きください。

報告第9号放棄した債権の報告について。

本件は、別海町債権管理条例第16条の規定に基づき、放棄した債権について同条例第17条の規定により報告をするものです。

議案の30ページにお進みください。

令和3年度債権放棄調書になります。

債権の名称及び債権放棄の理由ごとに御説明いたします。

初めに、住宅使用料です。

条例第16条第1号、生活保護法による保護を受けており、資力の回復が困難である理由によるものは、1人、25件で、674,700円。

続いて、水道料金です。

条例第16条第2号、破産法、会社更生法その他の法令の規定により免責されたことによるものは、1人、5件で、11,632円、条例第16条第3号、債権者が死亡し、かつ相続人全員が相続放棄又は相続人がなく、その債務額が強制執行費用額未満である理由によるものは、2人、4件で、9,091円、条例第16条第4号、徴収停止の措置を執った日から相当の期間を経過した後においても、なお履行させることが困難又は小額の債権額に対して徴収経費が上回るなど不適當である理由によるものは、4人、16件で、23,063円、水道料金合計で、7人、25件で、43,786円です。

いずれも、令和4年3月31日付で債権放棄をしております。

以上で、報告第9号の内容説明を終わります。

◎日程第31 報告第10号

○議長（西原 浩君） 日程第31 報告第10号令和3年度決算に基づく別海町健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

なお、本件は、報告のみであります。

○財政課長（＞川具哉君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 財政課長。

○財政課長（＞川具哉君） はい。

報告第10号の内容説明をいたします。

議案の31ページをお開きください。

報告第10号令和3年度決算に基づく別海町健全化判断比率及び資金不足比率について。

本件につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律において、毎年度健全化判断比率を、公営企業においては資金不足比率を、その算定の基礎となる事項を記載した書類とともに監査委員の審査に付し、その意見をつけて当該各比率を議会に報告し、かつ、公表をしなければならないと規定されているため、ここに報告をするものです。

なお、監査委員の意見につきましては、令和3年度決算財政健全化審査及び経営健全化審査意見書を別冊で配付させていただいております。

また、本日の議会への報告と併せて、町のホームページ上でも公表を、「広報べつかい」には、決算状況と合わせて公表予定であることを申し添えます。

それでは、各比率の状況について御説明いたします。

下の表を御覧ください。

まず、最初の表で、健全化判断比率です。

健全化判断比率には、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの指標があります。

1つ目の実質赤字比率は、一般会計の実質的な赤字額が標準財政規模に占める比率を表し、財政運営の深刻度を示すもので、この比率が生じた場合には、赤字の早期解消を図る必要があります。

令和3年度の一般会計の決算は、黒字となったことから、赤字比率は生じていません。

2つ目の連結実質赤字比率は、公営企業会計を含む全ての会計を合算し、赤字の程度を示すものですが、一般会計及び特別会計の全ての会計で黒字決算、また、公営企業会計は、流動資産が対象となる流動負債等を上回っていることから、こちらも赤字比率は生じていません。

3つ目の実質公債費比率は、地方債元利償還金などの債務が標準財政規模に占める比率を表し、債務の財政負担の大きさや資金繰りの危険度を示すもので、過去3カ年の平均比率となります。

令和3年度の比率は11.9%となり、地方債の発行が制限される早期健全化基準の25%や、財政再生計画を義務づけられる財政再生基準の35%を大きく下回っており、前年度比較では0.4%改善しています。

4つ目の将来負担比率は、地方債元利償還金や債務負担行為額の将来負担すべき実質的な債務が標準財政規模に占める比率を表し、債務の負担が将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すものです。

令和3年度の比率は68.8%で、こちらも早期健全化基準である350%を大きく下回っており、前年度比較では11.2%改善しています。

次にその下の表で、資金不足比率です。

資金不足比率は、公営企業の経営状況を示す指標で、公営企業の資金不足額が事業規模に占める比率を表します。

本町では、別海町下水道事業特別会計、町立別海病院事業会計、別海町水道事業会計の公表となりますが、令和３年度は３つの会計全てにおいて資金不足額がなかったことから、資金不足比率は生じていない内容となっております。

以上で、報告第１０号の内容説明を終わります。

◎日程第３２ 報告第１１号から日程第３４ 報告第１３号まで

○議長（西原 浩君） 日程第３２ 報告第１１号専決処分の報告について、中西別上風連線改良舗装工事、日程第３３ 報告第１２号専決処分の報告について、根室中部３号主要幹線改良舗装工事、日程第３４ 報告第１３号専決処分の報告について、生涯学習センター外構工事の３件については、別海町議会会議規則第３７条の規定により一括議題いたします。

内容について順次説明を求めます。

なお、本件は、報告のみであります。

○財政課長（＞川具哉君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 財政課長。

○財政課長（＞川具哉君） はい。

報告第１１号から第１３号の３件につきましては、一括して説明させていただきます。

議案の３２ページをお開きください。

報告第１１号から第１３号の専決処分の報告につきましては、いずれも地方自治法第１８０条第１項の規定に基づき、議会の議決により指定された工事請負契約に変更の必要性が生じ、専決処分を行いましたので、同条第２項の規定により報告するものです。

各報告につきましては、順次、専決処分書を朗読し、説明させていただきます。

最初に、報告第１１号の専決処分書を朗読いたします。

専決処分書。

地方自治法第１８０条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和４年７月２８日。

別海町長、曾根興三。

工事請負契約の一部変更について。

令和３年１２月１７日議案第８０号により議決を経て締結した、中西別上風連線改良舗装工事請負契約の一部を次のように変更する。

契約金額「２億６,５５４万円（内消費税及び地方消費税額２,４１４万円）」を「２億６,６８９万３,０００円（内消費税及び地方消費税額２,４２６万３,０００円）」に改める。

変更の内容につきましては、道路土工及び法面工において、湧水が発生し洗堀されている箇所が確認されたため、法面の安定を図る措置として特殊籠を設置することとしたほか、同じ箇所において、土壌の関係から、芝の種の吹きつけでの仕上げを張り芝に変更したことにより、１３５万３,０００円の増額となったものです。

次に、報告第１２号。

議案３３ページをお開きください。

報告第１２号の専決処分書を朗読いたします。

専決処分書。

地方自治法第１８０条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年8月9日。

別海町長、曾根興三。

工事請負契約の一部変更について。

令和3年12月17日議案第81号により議決を経て締結した、根室中部3号主要幹線改良舗装工事請負契約の一部を次のように変更する。

契約金額「1億120万円（内消費税及び地方消費税額920万円）」を「1億175万円（内消費税及び地方消費税額925万円）」に改める。

変更の内容につきましては、構造物撤去工、共通仮設費において、当初、概数としていた数量が確定したことなどにより、55万円の増額となったものです。

次に、報告第13号。

議案34ページにお進みください。

報告第13号の専決処分書を朗読いたします。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年8月26日。

別海町長、曾根興三。

工事請負契約の一部変更について。

令和3年8月27日議案第60号により議決を経て締結、令和3年10月26日に専決処分した、生涯学習センター外構工事請負契約の一部を次のように変更する。

契約金額「1億4,645万4,000円（内消費税及び地方消費税額1,331万4,000円）」を「1億4,696万円（内消費税及び地方消費税額1,336万円）」に改める。

変更の内容につきましては、構造物撤去工、園路広場整備工、共通仮設費において、当初、概数としていた数量が確定したことなどにより、50万6,000円の増額となったものです。

以上で、報告第11号から第13号の内容説明を終わります。

◎散会宣言

○議長（西原 浩君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これで散会します。

なお、明日は一般質問を午前10時から開きますので、御参集願います。

皆さん、御苦労さまでした。

散会 午後 2時21分

上記は、地方自治法第 1 2 3 条の規定により会議の次第を記載したものである。

令和 年 月 日

署 名 者

別海町議会議長

議 員

議 員

議 員